



# 島根県報

平成20年11月28日（金）

号外 第 145 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

公益法人制度改革に伴う関係規則の整備に関する規則

（総 務 課） 2

**公布された条例等のあらまし**

## ◇公益法人制度改革に伴う関係規則の整備に関する規則（規則第84号）

## 1 規則の概要

(1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行に伴い、次に掲げる規則の規定を整備することとした。

- ア 島根県県税条例施行規則
- イ 特定非営利活動促進法施行細則
- ウ 医療法施行細則
- エ 島根県農業倉庫業法施行細則
- オ 森林組合法施行細則
- カ 島根県小規模企業者等設備導入資金貸付規則
- キ 島根県中小企業高度化資金貸付規則

(2) その他規定の整理

## 2 施行期日

平成20年12月1日から施行することとした。

**規 則**

公益法人制度改革に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第84号**

公益法人制度改革に伴う関係規則の整備に関する規則

(島根県県税条例施行規則の一部改正)

**第1条** 島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第49条中「財団法人日本ゴルフ協会」の次に「（昭和62年10月1日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

第78号様式備考(1)中「寄附行為若しくは規約又は綱領等」を「規約等」に改める。

第105号様式から第106号の2様式までの規定中「財団法人日本ゴルフ協会」の次に「（昭和62年10月1日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

第175号様式備考(2)中「財団法人日本自動車査定協会」の次に「（昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人をいう。以下「日本自動車査定協会」という。）」を加え、同様式備考(3)中「財団法人日本自動車査定協会」を「日本自動車査定協会」に改める。

(特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)

**第2条** 特定非営利活動促進法施行細則（平成10年島根県規則第95号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(社員総会の表決の電磁的方法)

**第2条の2** 条例第2条の2の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の

提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

(2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

第10条第2項中「第40条において準用する民法（明治29年法律第89号）第77条第2項」を「第31条の8」に改める。

第12条中「第40条において準用する民法第83条」を「第32条の3」に改める。

様式第2号及び様式第4号中「第14条において準用する民法第51条第1項の設立」を「第14条の成立」に改める。

様式第8号中「清算人就職届出書」を「清算人就任届出書」に、「就職したので」を「就任したので」に、「第40条において準用する民法第77条第2項」を「第31条の8」に、「就職した年月日」を「就任した年月日」に改める。

様式第10号中「第40条において準用する民法第83条」を「第32条の3」に改める。

（医療法施行細則の一部改正）

**第3条** 医療法施行細則（昭和24年島根県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第32号中「第55条第3項」を「第55条第6項」に改め、同項第33号中「第55条第5項の」を「第55条第8項の規定による」に改め、同項第36号中「第68条において準用する民法（明治29年法律第89号）第57条」を「第46条の4第6項」に改め、同項第37号中「第68条において準用する民法第59条第3号」を「第46条の4第7項第4号」に、「不整認知報告書」を「不正認知報告書」に改める。

第36号様式中「第68条において準用する民法第57条」を「第46条の4第6項」に改める。

第37号様式中「不整認知報告書」を「不正認知報告書」に、「不整と」を「不正と」に改める。

（島根県農業倉庫業法施行細則の一部改正）

**第4条** 島根県農業倉庫業法施行細則（昭和25年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「公益法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改め、「又は寄附行為」を削る。

（森林組合法施行細則の一部改正）

**第5条** 森林組合法施行細則（昭和53年島根県規則第66号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第100条第4項において準用する民法（明治29年法律第89号）第83条」を「第99条の10」に改める。

第14条中「第3条から第9条まで又は第11条の規定」を「第2条から第5条まで、第7条、第8条又は第10条から第13条までの規定」に改める。

（島根県小規模企業者等設備導入資金貸付規則の一部改正）

**第6条** 島根県小規模企業者等設備導入資金貸付規則（昭和48年島根県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部改正）

**第7条** 島根県中小企業高度化資金貸付規則（昭和51年島根県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表13の項から16の項までの規定中「公益法人」を「一般社団法人等」に改め、同表17の項中「公益法人等」を「一般社団法人等」に改め、同表備考(13)中「公益法人」を「一般社団法人等」に改める。

様式第1号別紙3中「公益法人用」を「一般社団法人等用」に、「社団法人」を「一般社団法人」に改め、同様式別紙3の添付書類2中「寄附行為若しくは」を削り、同様式別紙3の添付書類3中「総会」の次に「若しくは評議員会」を加え、同様式別紙3の添付書類4中「収支計算書、貸借対照表及び財産目録」を「損益計算書及び貸借対照表」に改め、同様式別紙3の添付書類6中「出資者又は」及び「出資金又は」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

(島根県県税条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正前の島根県県税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(特定非営利活動促進法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正前の特定非営利活動促進法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。